	質問	回答
Q1	営農型太陽光発電施設を設置する場合は条例の対象にな りますか。	発電出力の合計が10キロワット以上のものは対象となります。
Q2	届出書には自署や押印が必要ですか。	原則として、自署や押印は必要ありません。ただし、事業計画の届 出に必要となる『誓約書』については押印が必要です。
Q3	届出書への記入を誤った場合は、訂正印の押印が必要で すか。	訂正印は必要ありません。訂正箇所を二重線で削除し、訂正してく ださい。
Q4	代理人が届出を行ってもいいですか。	各種届出書の届出者は、太陽光発電事業を行う事業者ですが、 窓口に届出書を提出するのは代理人でもかまいません。
Q5	事業区域の位置図はどのようなものを提出すればいいです か。	地図や航空写真などに事業区域の範囲を囲み、事業区域を示したものを提出してください。(縮尺1,000分の1以上)
Q6	届出書に記入する事業区域の面積は、公図による面積と現 況の面積のどちらを記入すればいいですか。	現況の面積を記入してください。
Q7	周辺関係者の範囲を教えてください。	条例施行規則で定める範囲内の「土地又は建築物の所有者等」 及び「自治会の代表者」が周辺関係者となります。
Q8	事前協議書を提出後、事業を取り止めた場合はどうしたら いいですか。	市環境政策課へその旨をご連絡ください。
Q10	事業開始届出書に添付する現況写真はどのように撮影す ればいいですか。	事業区域の全景及び標識が設置されている状況が確認できる写 真を添付してください。
Q11	届出をしなかった場合、罰則がありますか。	ありません。ただし、勧告の対象となり、正当な理由なくこれに従わないときは、事業者の氏名及び住所、勧告内容、勧告に従わなかった事実を公表する場合があります。
Q12	工事の着手とは具体的にどういったことをいいますか。	太陽光発電設備の設置のみならず、設置のための樹木伐採や土 地の造成といった行為も工事の着手に含みます。 ただし、現地の測量などの準備行為は含まれません。
Q13	条例の施行前に設置した太陽光発電設備は、手続が必要ですか。	事前協議や説明会の実施、事業計画の届出は不要ですが、令和8年3月31日までに、標識を設置し、関係書類を添付した事業開始届出書を提出してください。
Q14	周辺に居住者がいない場合も説明会を開催する必要があり ますか。	市ホームページ等で事業計画を知った「周辺の土地又は建築物の 所有者」等が出席を希望する可能性があるため、説明会を開催し てください。
Q15	説明会の開催時刻を過ぎても参加者がいない場合はどうし たらよいですか。	参加者の遅刻対応のため、説明会の終了予定時刻までは待機してください。
Q16	事業譲渡による事業者変更の場合、変更届などの手続は、 変更前と変更後のどちらの事業者がすればよいですか。	市へ提出する変更届は、変更前の事業者が提出してください。事業者変更に伴う説明会は、変更前後の事業者両者が共同で実施してください。
Q17	説明会には発電事業者本人の出席が必要ですか。	必ずしも発電事業者本人が出席する必要はありませんが、事業内容や、事業者の意向を説明できる人が出席し、説明をしてください。 発電事業者本人が出席できない場合は、オンライン出席や、電話連絡を取れるよう待機するなどの対応をとってください。